平成２８年（フ）第８２３号
京都府向日市上植野町地後７番地　ヴィラたみあき407号室
破産者　あん摩・マッサージ・指圧の松田こと　松田　敦宏
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９２３号
京都府京田辺市田辺鳥本79番地２　フェリックス２－Ｃ
破産者　高田　庄二
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９５１号
京都府城陽市寺田宮ノ平35番地の55、申立時の住所京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町334番地　集栄堂ビル　５Ｆ
破産者　Ｌｅｇａ‘ｎこと　池田佳津江
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９６１号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１23棟307号
破産者　西川タクシーこと　西川　敏光
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９７２号
京都市東山区渋谷通東大路東入常盤町482番地の27
破産者　松本　　陽
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５９９号
広島県安芸郡熊野町川角２丁目２－27、住民票上の住所広島県安芸郡熊野町平谷４丁目１番２号
破産者　片川　　学
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門2828番地　県営住宅倉坂団地２棟204号室、前住所北九州市八幡西区浅川日の峯３丁目２番20号
破産者　赤星　　愛（旧姓弟子丸）
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３２号
福岡県直方市大字感田2633番地　カーサ・アリエッタＡ102号、前住所北九州市若松区修多羅２丁目４番６－502号
破産者　下村　夕子（旧姓田渕）
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第５４号
福岡県直方市大字感田3230番地３　市住1075号
破産者　大本久美子（旧姓和田）
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第４８号
福岡県田川郡川崎町大字田原1930番地の１
破産者　竹川こと　李　　優児
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１４６号
佐賀県佐賀市鬼丸町８番１号、開始決定時の住所長崎県長崎市新地町６番56－510号
破産者　後藤　郁子
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８２号
宮崎県都城市蔵原町５街区18号　エスポワール都城Ⅲ501
破産者　野口　富弘
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１０４号
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田804番地１
破産者　小渕ヨリ子
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第７９号
鹿児島県鹿児島市本名町550番地11、開始決定時住所鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目13番５号
破産者　立山　弘一
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第５０７号
千葉県市川市市川３丁目17番９号（市川アパルトマンＡ棟101号）、開始決定時の住所千葉県市川市宮久保５丁目10番３号
破産者　酒井　辰哉
1　決定年月日　平成29年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５１号
群馬県前橋市三俣町３丁目30番地３
破産者　株式会社ヴィータ
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８７号
群馬県渋川市北橘町小室648番地
破産者　星野設備工業有限会社
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係